第5回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 2年10月26日(月曜日) 開催場所 標 茶 町 役 場 議 場

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 会務報告

第	4	報告第	8号	農用地譲渡申出に係るあっせん結果について	5件
第	5	議案第	2 4 号	現況証明願について	2件
第	6	議案第	25号	農業振興地域整備計画の変更について	1 件
第	7	議案第	26号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
第	8	議案第	27号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
第	9	議案第	28号	農用地の買入協議に係る要請について	1件
第 1	0	議案第	29号	農用地利用集積計画の作成の要請について	7件

○出席委員(15名)

1番	佐藤	松喜	君	2 耆	新 舟山	珠代	君		3番	髙橋	政寿	君
4番	笛木	眞一	君	5 耆	\$ 嶋中	勝	君		6番	津野	斉	君
7番	佐瀬日	出夫出	君	8 智	新 熊谷	英二	君	1	0番	渡邊	裕義	君
11番	高松	俊男	君	1 2 智	手 甲斐·	やす子	君	1	3番	平山	正志	君
14番	小野寺	5典男	君	15智	森田 森田	享子	君	1	6番	佐藤	德市	君

○議事参与の制限を受けた委員(1名)



○欠席委員(1名)

9番 澁谷 洋 君

○その他出席者

事務局長相撲浩信君振興係長不藤さとみ君農地係長小幡裕也君主事大河原広君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤德市君) 只今から第5回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、 本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

7番・佐瀬君 8番・熊谷君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。 第5回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。 会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第4号

〇会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第8号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、 内容5件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第8号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり5件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、舟山委員、髙橋委員、澁谷委員。

報告年月日、令和2年9月14日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ330-1。

現況地目、畑。

面積、116,189㎡外1筆、合計面積は130,036㎡。

価格、2,430,000円。

譲受人氏名、 さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります高松委員より、報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 11番・高松君。
- ○11番(高松俊男君) 11番・高松です。

報告第8号、番号1について報告致します。

令和2年8月31日に、あっせん委員の指名があり、令和2年9月4日に舟山委員、髙橋委員、 澁谷委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員 長に互選された私より、 さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和 2年9月14日に、役場大会議室において第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整した ところ、 さんに決定致しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

あっせん譲渡申出者、

さん

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、大泉委員、髙原委員、熊谷委員。

報告年月日、令和元年6月13日。

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別原野418-4。

現況地目、畑。

面積、21,136㎡外1筆、合計面積は69,821㎡。

価格は、4,473,000円。

譲受人氏名、 さん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

なお、番号2につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より、報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 4番・笛木君。
- ○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

報告第8号、番号2について報告致します。

令和元年5月31日に、あっせん委員の指名があり、令和元年6月6日に大泉委員、髙原委員、 熊谷委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員 長に互選された私より、 さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和 元年6月11日に、 において第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整 したところ、 さんに決定致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「あり」の声あり)

- ○会長(佐藤徳市君) 14番·小野寺君。
- ○14番(小野寺典男君) 別に報告に対して異議あるわけではありませんけど、内容について、あっせんの件が今承認されたものもあって、5件くらい出てるんですけれども、これあの、例えばあっせん価格を決定する前に頂いた資料の中には、畑の傾斜だとか色々算定する基礎の資料がありましたけれども、実際、例えば基準になるような、標茶一円で一つの基準を作って、そして、それに基づいて、下げるのか上げるのか、そういう基準というのはあるんですか。

基準となるようなもの。

- ○会長(佐藤徳市君) 農地係長・小幡君。
- ○農地係長(小幡裕也君) はい。

価格の決定方法については、近傍類似の売買実例価格等を参考に傾斜、形状、1団地としてのまとまり具合等の地形、また、集落からの位置や距離関係、集落の点在状況などを加味して、決定することとなっております。

- ○会長(佐藤徳市君) 小野寺君、よろしいですか。
- ○14番(小野寺典男君) はい。
- ○会長(佐藤徳市君) 以上をもって、番号2について事務局の説明、あっせんにあたられました4 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

あっせん譲渡申出者、

、 さん。

あっせん委員長、甲斐委員。

あっせん委員、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

報告年月日、令和2年9月15日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字多和327-1。

現況地目、畑。

面積、16,368㎡。

価格、878,000円。

譲受人氏名、

さん。

予定資金関係は、資金借入。

続きまして、土地の所在、字多和20-1。

現況地目、畑。

面積、15,348㎡外6筆、合計面積は134,762㎡。

価格は、6,368,000円。

譲受人氏名、

さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

合計8筆、合計面積151,130㎡。

なお、番号3につきましては、あっせん委員長であります甲斐委員より、報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 12番・甲斐君。
- ○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐。

報告第8号、番号3について報告致します。

令和2年9月2日に、あっせん委員の指名があり、令和2年9月7日に嶋中委員、渡邊委員、森田委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、 さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和2年9月15日に、役場大会議室において第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、 さんに決定致しました。

内容につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号4。

あっせん譲渡申出者、

さん

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん委員、熊谷委員、渡邊委員、森田委員。

報告年月日、令和2年9月15日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字西熊牛原野17-2。

現況地目、畑。

面積、51,467㎡外1筆、合計面積は115,471㎡。

価格、6,252,000円。

一時貸付予定者は、 さん。

続きまして、土地の所在、字西熊牛原野52-11。

現況地目、畑。

面積、24,026㎡外2筆、合計面積は119,845㎡。

価格は、4,224,000円。

一時貸付予定者は、
さんとなっております。

合計5筆、合計面積235,316㎡。

番号4につきましては、あっせん委員長であります嶋中委員より、報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 5番・嶋中君。
- ○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

報告第8号、番号4について報告致します。

令和2年9月1日に、あっせん委員の指名があり、令和2年9月7日に熊谷委員、渡邊委員、森田委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、 さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので、令和2年9月15日に において、第2回あっせん委員会を開催し、買受け希望者を調整したところ、 さん、 さんに決定しましたが、譲受人から公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については報告のとおり承認されました。

続いて番号5を議題と致します。

なお、 番・ 番・ 君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になって おりますので、除斥を求めます。

(君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号5。

あっせん譲渡申出者、

ん。

あっせん委員長、髙橋委員。

あっせん委員、舟山委員、澁谷委員。

報告年月日、令和2年9月14日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間一時貸付けした後売渡すこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字オソツベツ629。

現況地目、畑。

面積、22,450㎡。

価格、707,000円。

一時貸付予定者、 さん。

番号5につきましては、あっせん委員長であります髙橋委員より、報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 3番·髙橋君。
- ○3番(髙橋政寿君) 3番・髙橋です。

報告第8号、番号5について報告致します。

令和2年8月31日に、あっせん委員の指名があり、令和2年9月4日に舟山委員、澁谷委員、 と私、事務局より小幡係長と大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選 された私より、申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和2年9月14日に役場大会議室において、第2回あっせん委員会を開催し、買受け希望者を調整したところ、

さんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の 実施の要望がありました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号5について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、3番・髙橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号5については報告のとおり承認されました。

(君復席)

以上をもって、報告第8号、内容5件は報告のとおり承認されました。

◎議案第24号

〇会長(佐藤徳市君) 日程第5。議案第24号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第24号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況 証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

土地の所在、字多和332-2。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、2,224㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

所有者名、 さん。

申請者名、
さん。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、甲斐委員、森田委員。

調査年月日は、令和2年9月7日。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 12番·甲斐君。
- ○12番(甲斐やす子君) 12番・甲斐です。

議案第24号、番号1について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で9月7日に嶋中委員、渡邊委員、森田委員、事務局より 小幡係長と大河原主事で現地調査をしてまいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧下さい。

当該地の現況は、原野となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。 以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。 以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

土地の所在、字オソツベツ333-1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、4,609㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状况、雑種地。

所有者名、
さん。

申請者名、
さん。

調査委員は、舟山委員、髙橋委員、澁谷委員、髙松委員。

調查年月日、令和2年9月4日。

なお、調査結果につきましては、高松委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 11番・高松君。
- ○11番(高松俊男君) 11番・高松です。

議案第24号、番号2について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で9月4日に舟山委員、髙橋委員、澁谷委員と事務局より 小幡係長と大河原主事で現地調査してまいりました。 資料の3ページから4ページをご覧下さい。

当該地の現況は、雑種地となっており、隣接農地とははっきり区分けされておりました。 以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。 以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、11番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第24号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第25号

○会長(佐藤徳市君) 日程第6。議案第25号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1 件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君)はい。

議案第25号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に 基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、旭6丁目337番地2。

現況地目、牧場。

面積、34,457㎡の内4,435.64㎡。

事業計画の名称、哺育舎整備事業。

事業開始、変更後。

事業主体は、

さん。

事業の規模等、哺育舎1, 739.52㎡。

土地所有者、 さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通しは、農地法第5条申請中でございます。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであり

ます。

なお、調査結果につきましては、森田委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 15番·森田君。
- ○15番(森田享子君) 15番・森田です。

議案第25号、番号1について報告を致します。

10月9日に事務局より調査の依頼があり、10月14日に嶋中委員、渡邊委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから7ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、で営農をする さんが哺育舎建設を目的として、農振農 用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認をしております。

今回の変更面積につきましては、哺育舎建設事業としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないもの と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第25号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第26号

○会長(佐藤徳市君) 日程第7。議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第26号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

譲渡人、、さん。譲受人、さん。

土地の所在、字オソツベツ原野28線68-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、3,537㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格は、自己資金で35,183円。

世帯員又は構成員、譲受人2名。

畑、採放地につきましては、譲受人が645, $999 \, \text{m}$ うち借入地が343, $431 \, \text{m}$ 。 経営の状況については、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、髙橋委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤德市君) 3番・髙橋君。
- ○3番(髙橋政寿君) 3番・髙橋です。

議案第26号、番号1について報告致します。

10月8日に事務局より調査依頼があり、10月11日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の さんは相手方要望により農地を譲渡し、譲受人の さんは経営規模拡大 のため、今回の申請となりました。

さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響はなく、効率的に利用されることについても確認致しました。

また、 さんの経営農地面積は申請地を含め、64.6haとなりますので、下限面積要件を満たしております。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・髙橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第26号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第27号

○会長(佐藤徳市君) 日程第8。議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請について、 内容1件を議題といたします。 番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第27号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権 利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

転用者、

土地の所在、旭6丁目337-2の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、4,435.64㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、哺育舎建設の為。

転用計画内容は、期間、許可日から永久。

哺育舎、1,739.52 m²

作業スペース、2,696.12㎡。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 15番·森田君。
- ○15番(森田享子君) 15番・森田です。

議案第27号、番号1について報告いたします。

10月9日に事務局より調査の依頼があり、10月14日に嶋中委員、渡邊委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから7ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、 で営農をしている さんで、貸主の さんの土地で、 農業用施設を目的とした、永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。 実行性、信用力についても、転用に係る行為を遂行できるものと認められ、転用面積についても 妥当な面積と判断致しました。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第27、内容1件は原案可決されました。

◎議案第28号

〇会長(佐藤徳市君) 日程第9。議案第28号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第28号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、 所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社に よる買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議 の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

利用調整申出者、

さん。

申出を受けた年月日、令和2年9月1日。

土地の所在、字西熊牛原野17-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積51,467㎡外4筆、合計面積は235,316㎡です。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。 以上をもって、議案第28号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第29号

○会長(佐藤徳市君) 日程第10。議案第29号、農用地利用集積計画の作成の要請について、 内容7件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤德市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

議案第29号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促 進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町 長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり7件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字オソツベツ330-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、116,189㎡外1筆、合計面積130,036㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年10月30日。

対価の支払期限、令和2年12月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、2,430,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号4まで、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、 所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、 説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字虹別原野418-4。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、21,136㎡外1筆、合計面積69,821㎡。

価格、4,473,000円。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字多和20-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、15,348㎡外6筆、合計面積134,762㎡。

価格、6,368,000円。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

7月代の政化等をする有、 2000年 2000

土地の所在、字多和327-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,368㎡。

価格、878,000円。

なお、番号1から番号4まで、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件については原案可決されました。 お諮り致します。

番号5から番号7まで、内容3件について一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号7まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字オソツベツ405-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,510㎡外8筆、合計面積160,374㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年10月30日から令和7年10月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年10月30日。

金額、年間329,112円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号6及び番号7につきまして、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法 律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号5と同じですので、説明を省略させてい ただきます。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字オソツベツ原野8線東2-2。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、7,580㎡外1筆、合計面積26,165㎡。

金額、年間12,717円。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字上オソツベツ原野8線東1-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,337㎡外3筆、合計面積95,043㎡。

金額、年間178,585円となっております。

番号5から番号7まで、高松委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

- ○会長(佐藤徳市君) 11番・高松君。
- ○11番(高松俊男君) 11番・高松です。

議案第29号、番号5から番号7までについて報告致します。

10月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、10月13日に現地調査を行ってまいり ました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の さん、 さんは、相手側の希望により農地を貸付するものであります。

さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。 さん、

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、 常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしま した。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

〇会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・高 松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号7まで内容3件については原案可決されました。

以上をもって、議案第29号、内容7件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

〇会長(佐藤徳市君) これをもちまして、第5回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の 審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 第5回標茶町農業委員会総会を閉会致します。 御苦労さまでした。

(午前10時55分閉会)